

東日本大震災への対応について

(平成24年1月現在)

事項	内容	対象者	終期(予定)
一部負担金	医療機関の窓口での一部負担金等の支払いを免除 (免除証明書を交付)	次の地域にお住まいの方で東日本大震災により、次のいずれかの状態になられている方 〔岩手県、宮城県、福島県の全域 青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、埼玉県、 長野県の一部〕 住家が全半壊または全半焼した方 重篤な傷病を負った方 被保険者の方が行方不明の方 長期避難世帯である方 原発事故による避難指示の対象となっている方	平成24年2月29日 〔厚労省通知に基づく対応〕
入院時食事療養費 入院時生活療養費	〔既に支払った場合は〕 申請に基づき還付		平成24年2月29日 〔震災特別法に基づく対応〕
健診・保健指導	健診・保健指導の自己負担額を申請に基づき還付		平成24年3月31日 〔厚労省通知に基づく対応〕

《日本年金機構での対応》

社会保険料の納期限延長、免除	被災した事業所の社会保険料の納期限を延長し、更に一定条件で免除	平成24年2月納付分
標準報酬月額の特例	被災した事業所の被保険者の標準報酬月額の特例的な改定を実施	平成24年2月